

# 告 示

## 埼玉県教委告示第二十四号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十一条第七項の規定により、次の表に掲げる埼玉県指定無形文化財の保持者の認定を解除する。

令和五年八月八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

種類	名称	保持者の住所	保持者	認定年月日
工芸技術	長板中型	埼玉県三郷市戸ヶ崎 二丁目五百六十八番 地一	恩田 育男	昭和六十三年 二月二十六日